

近江八幡市教育委員会告示第10号

近江八幡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱を次のように制定する。

令和4年2月16日

近江八幡市教育長 大喜多 悦 子

近江八幡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、近江八幡市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 協議会は、法第19条第1項に規定する関係機関等をもって構成する。

(子ども・若者支援調整機関)

第3条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の規定に基づき協議会が定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。